

長崎県鳥インフルエンザ防疫マニュアル

平成 25 年 05 月一部改訂
平成 25 年 12 月一部改訂
平成 26 年 12 月一部改訂
平成 27 年 11 月一部改訂
平成 29 年 11 月一部改訂
令和 03 年 11 月一部改訂
令和 05 年 08 月全部改訂
令和 07 年 04 月一部改訂
令和 07 年 10 月一部改訂

目 次

基本方針等	P. 1
I 本県における組織体制及び連絡体系	I - 1
1 鳥インフルエンザ発生時の危機管理体制	I - 2
2 長崎県鳥インフルエンザ防疫対策本部	I - 3
3 長崎県農林部防疫対策本部	I - 5
4 連絡体系	I - 6
異常家さん通報時	I - 6
簡易検査陽性時	I - 7
佐賀県での簡易検査陽性確認（農場で簡易検査陽性）時	I - 8
佐賀県・熊本県での簡易検査陽性確定時	I - 9
佐賀県・熊本県での遺伝子検査陽性時	I - 10
II 防疫対策の概要	II - 1
1 リスクレベルの区分	II - 2
2 リスクレベル評価	II - 3
3 発生時の防疫措置の流れ	II - 7
4 発生時防疫対応タイムフロー	II - 8
5 発生時における市町の役割	II - 12
6 発生時における畜産関係団体等の役割	II - 13
7 発生時におけるその他の団体等の役割	II - 13
8 発生防止対策のための家さん飼養者の役割	II - 14
関係機関・団体等の役割分担	II - 15
III 異常家さん通報から簡易検査陽性までの措置	III - 1
1 異常家さんの症状	III - 2
2 異常家さんの通報（届出）	III - 2
3 通報を受けた家保等の対応	III - 3
4 初動防疫の準備	III - 4
5 農場への立入検査（簡易検査の方法）	III - 7
6 簡易検査結果の連絡	III - 8
7 病性鑑定材料の輸送	III - 8
8 疫学情報の確認	III - 9
9 隣県からの通報に対する本県の対応	III - 9
IV 簡易検査陽性から疑似患畜決定までの作業	IV - 1
1 対策本部の設置	IV - 2
2 疑い事例（簡易検査陽性）のプレスリリース等	IV - 2
3 発生農場等周辺住民への防疫措置の説明	IV - 2

4	緊急防疫作業	IV-2
5	初動防疫の準備	IV-3
6	動員の考え方	IV-6
	発生規模別必要人員数（採卵鶏）	IV-1 1～19
	発生規模別必要人員数（肉用鶏）	IV-2 0～25
7	防疫作業従事者の輸送バスの確保	IV-29
8	必要資材調達と運搬	IV-32
9	準備状況のチェック及び報告	IV-34
10	後方支援センター、農場拠点の設営	IV-34
V	疑似患畜決定後の作業	V-1
1	疑似患畜の決定	V-2
2	疑似患畜決定のプレスリリース等	V-2
3	制限区域内農家等への周知	V-2
4	通行の制限又は遮断	V-2
5	家さん及び汚染物品の評価	V-3
6	防疫作業	V-4
	（1）現地の防疫態勢	V-4
	（2）作業サポート体制	V-5
	（3）現場作業態勢	V-12
	（4）情報伝達・共有体制	V-13
	（5）農場での防疫作業	V-14
	（6）埋却地での作業	V-33
	（7）汚染物品の埋却以外の処理方法	V-49
	（8）家さん舎等の消毒	V-49
	（9）撤収作業	V-49
7	安全管理対策等	V-50
8	制限区域内の周辺農場の調査	V-51
VI	消毒ポイントの設置と作業	VI-1
1	消毒ポイントの決定	VI-2
2	消毒ポイントでの作業	VI-8
3	消毒ポイント作業の委託	VI-11
4	道路・港湾等占用・使用許可の手続き	VI-13
5	警察機関への協力依頼	VI-14
6	関係機関等への周知	VI-14
VII	移動制限措置の解除	VII-1
1	制限の解除	VII-2
2	終息宣言	VII-2

長崎県鳥インフルエンザ防疫マニュアル

1 目 的

このマニュアルは、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザが長崎県内で発生した場合、本県養鶏産業の被害を最小限に抑えるために必要な対策を、迅速かつ的確に実施するために策定するものである。

2 基本方針

高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの防疫措置は、「家畜伝染病予防法」（昭和 26 年 5 月 31 日法律第 166 号。以下「法」という。）、長崎県家畜伝染病予防法施行細則（昭和 27 年 8 月 12 日長崎県規則 44 号）及び長崎県家畜伝染病予防規則（昭和 27 年 8 月 12 日長崎県規則 45 号）、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫方針」（令和 2 年 7 月 1 日付け農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（令和 7 年 10 月 1 日付け 7 消安第 3954 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「防疫指針留意事項」という。）、に定めるもののほか、本マニュアルに基づき実施する。

（1）発生予防

本病の対策は、農場等への本病の病原体の侵入防止を図ることが重要である。そのため、県は、近隣諸国や国内における発生状況等の正確な情報提供に努める。また、家きんの所有者は、本病の発生予防に関する知識の普及・啓発に努め、的確な発生予防措置が講じられるよう、法に基づく「飼養衛生管理基準」の遵守を図る。

（2）早期発見・通報

県は、本病の迅速な初動防疫対応のため、日頃から家きんの所有者に対し、本病の特性や侵入の危険性について周知を図り、本病を疑うような症例があった場合は、速やかに獣医師又は最寄りの家畜保健衛生所（以下「家保」という。）に通報するよう啓発する。

（3）迅速な初動防疫措置

本病のまん延防止のためには、迅速な初動防疫を実施することが重要である。一連の防疫作業においては、県をはじめ、市町、関係団体、家きん飼養者等が十分に連携し、迅速かつ的確な防疫措置を実施する。

3 鳥類のインフルエンザ

鳥類のインフルエンザは、A 型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、法では、そのうち、次の 3 つを規定している。本マニュアルは（１）と（２）について規定するものである。

（１）高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」という。）

国際獣疫事務局（OIE）が作成した判断基準により HPAI ウイルスと判定された A 型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病。

（２）低病原性鳥インフルエンザ（以下「LPAI」という。）

H5 又は H7 亜型の A 型インフルエンザウイルス（HPAI ウイルスと判定されたものを除く。）の感染による家きんの疾病。

（３）鳥インフルエンザ

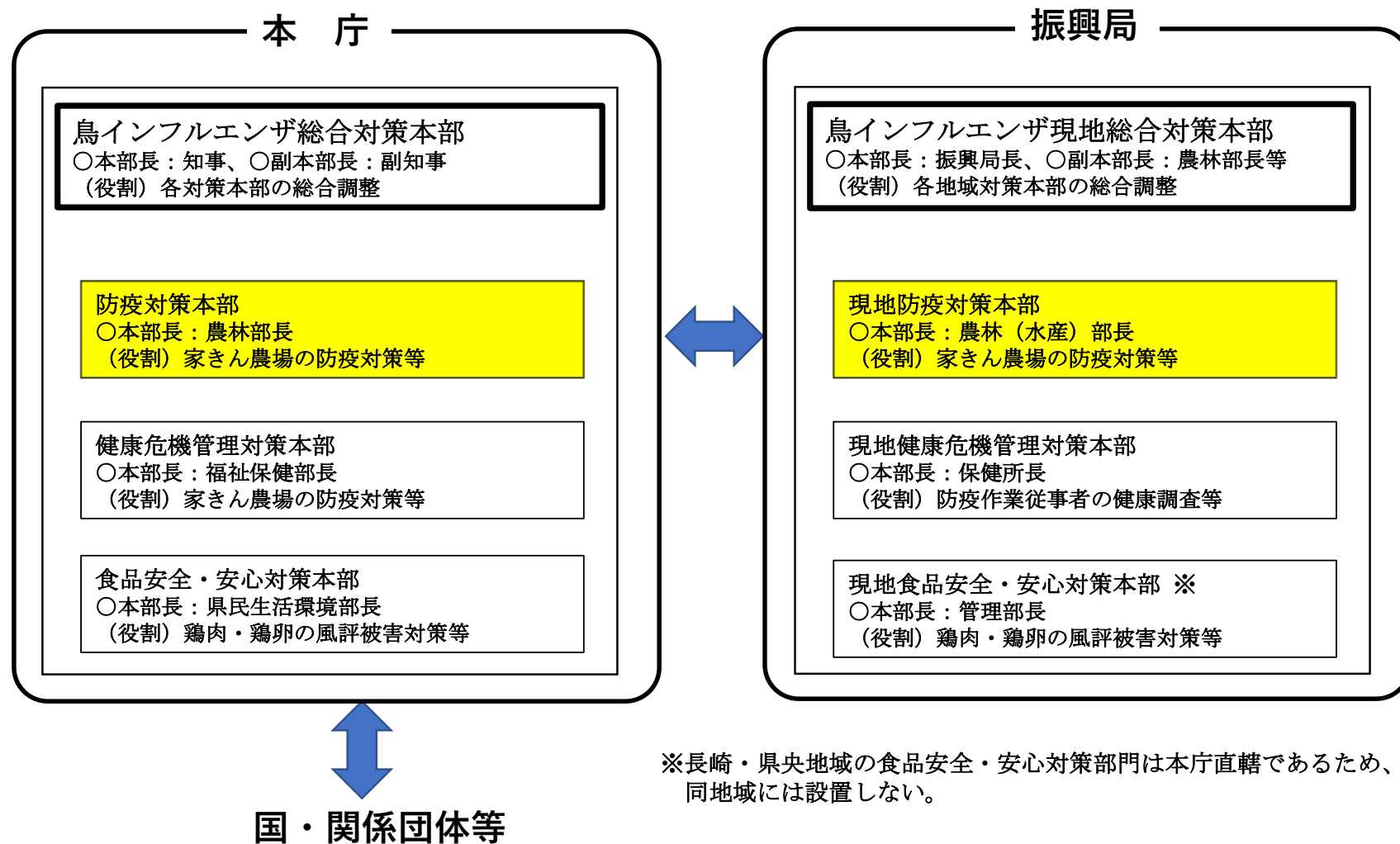
HPAI ウイルス及び LPAI ウイルス以外の A 型インフルエンザウイルスの感染による家きんの疾病。

HPAI ウイルスは、伝播力が強く、高致死性であることから、ひとたびまん延すれば、長崎県の養鶏産業に及ぼす影響は甚大である。また、海外では、家きん等との接触に起因する HPAI ウイルスの感染による人の死亡事例も報告されており、公衆衛生上の観点からも本ウイルスのまん延防止は重要である。

LPAI ウイルスは、HPAI ウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、HPAI ウイルスに変異した事例も確認されているため、HPAI ウイルス同様に摘発淘汰を基本とする防疫措置を行う。

I 本県における組織体制及び連絡体系

1 鳥インフルエンザ発生時の危機管理体制



2 長崎県鳥インフルエンザ防疫対策本部

(1) 構成員及び所掌事務

	構成員	所掌事務
本部長	農林部長	
副本部長	農林部次長	
本部員	広報課長	・報道等情報提供に関する事
	基地対策・国民保護課長	・自衛隊の派遣に関する事
	生活衛生課長	・食鳥処理場、GP センターに関する事
	食品安全・消費生活課長	・健康危機管理対策本部、食品安全・安心対策本部との連絡調整に関する事
	資源循環推進課長	・発生農場における汚染物品の処分に対する廃棄物処理法からの助言に関する事
	自然環境課長	・野鳥の調査等に関する事
	地域保健推進課長	・防疫作業従事者等の健康管理に関する事
	農政課長	・農林部の総合調整に関する事 ・殺処分等防疫作業に関する事
	農山村振興課長	・殺処分等防疫作業に関する事
	農業イノベーション推進室長	・殺処分等防疫作業に関する事
	団体検査指導室長	・殺処分等防疫作業に関する事
	農業経営課長	・殺処分等防疫作業に関する事
	農産園芸課長	・殺処分等防疫作業に関する事
	農産加工流通課長	・殺処分等防疫作業に関する事
	農村整備課長	・殺処分等防疫作業に関する事
	諫早湾干拓課長	・殺処分等防疫作業に関する事
	林政課長	・殺処分等防疫作業に関する事
	森林整備室長	・殺処分等防疫作業に関する事
	監理課長	・道路・港湾における消毒ポイントの設置等
	県警本部警備課長	・移動制限措置の支援等
事務局	畜産課	・家畜の防疫対策に関する事 ・情報の収集分析及び提供に関する事 ・生産者等への支援対策に関する事

(2) 役 割

県防疫対策本部は本部長を農林部長、副本部長を農林部次長とする。

本部事務局は畜産課が運営し、構成員となる各課・室と連携をとり、必要な防疫対策を実施する。

- ① 具体的な防疫対策の決定
- ② 現地防疫対策本部との連絡・調整
- ③ 国との連絡・調整
- ④ 各制限区域・消毒ポイントの決定・告示
- ⑤ 隣県、県関係部局、県警察本部、市町及び関係団体への通報・連絡及び防疫活動への協力要請
- ⑥ 緊急防疫対策会議の開催
- ⑦ 報道機関に対する情報提供
- ⑧ 県民に対する情報提供、広報活動、相談受付
- ⑨ 防疫作業従事者の派遣要請（県職員、国職員、民間事業者、自衛隊等）

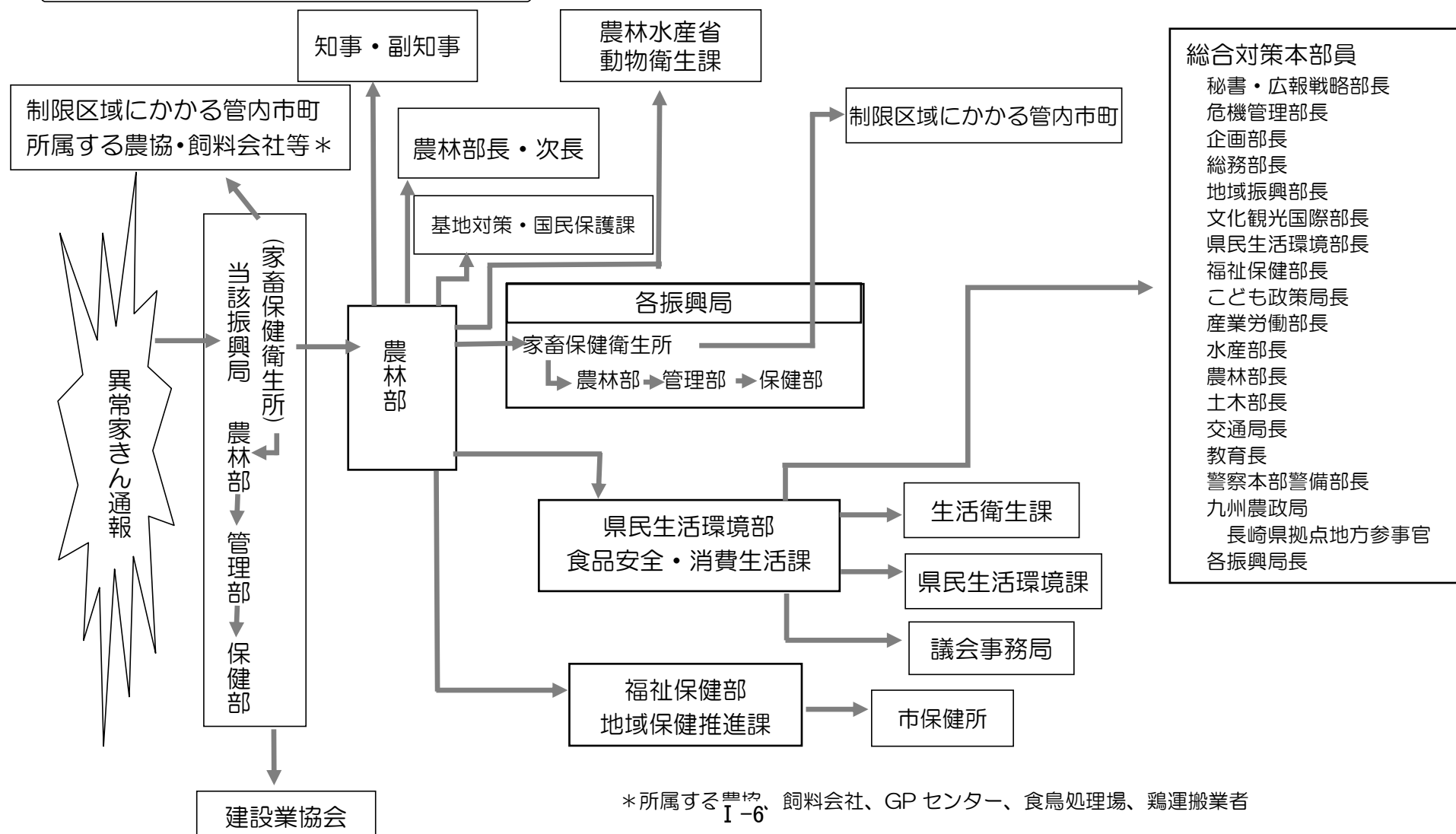
3 長崎県農林部防疫対策本部



4 連絡体系

異常家きん通報時の連絡体系

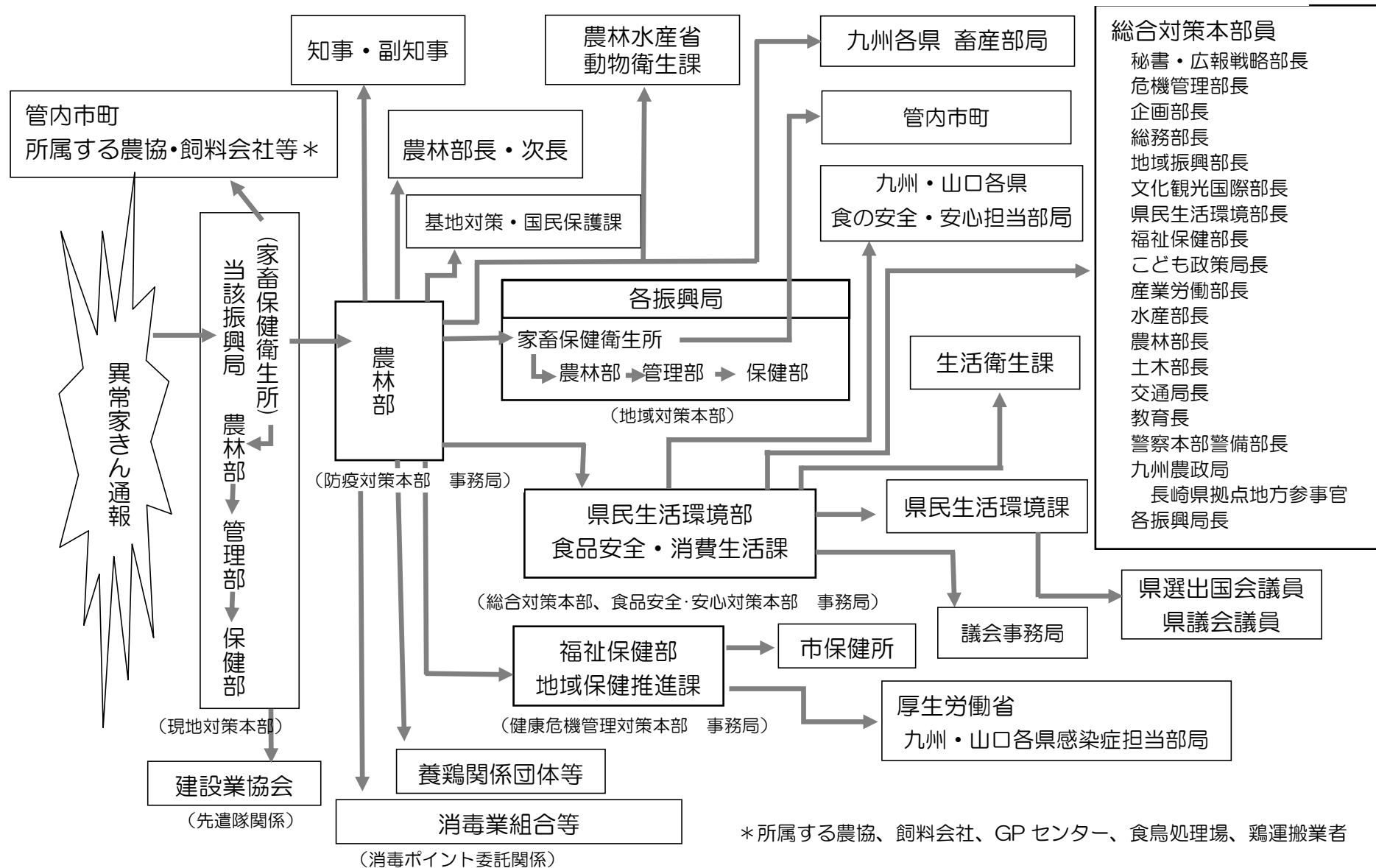
疑い通報段階（情報は原則非公表）



簡易検査陽性時の連絡体系

(個人情報以外は原則公表)

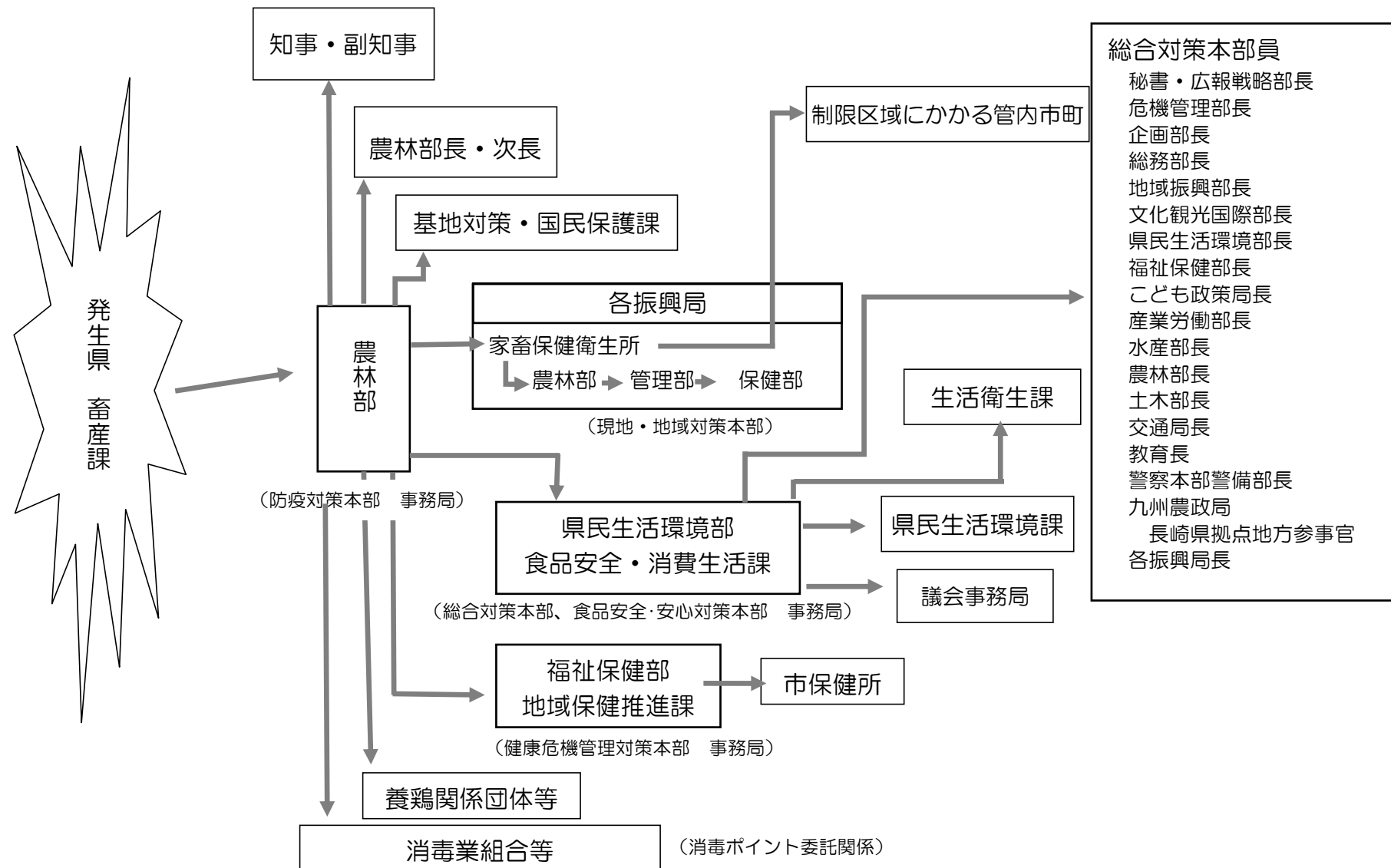
公表は農林水産省動物衛生課と協議後、農林水産省と同時に行う



*所属する農協、飼料会社、GP センター、食鳥処理場、鶏運搬業者

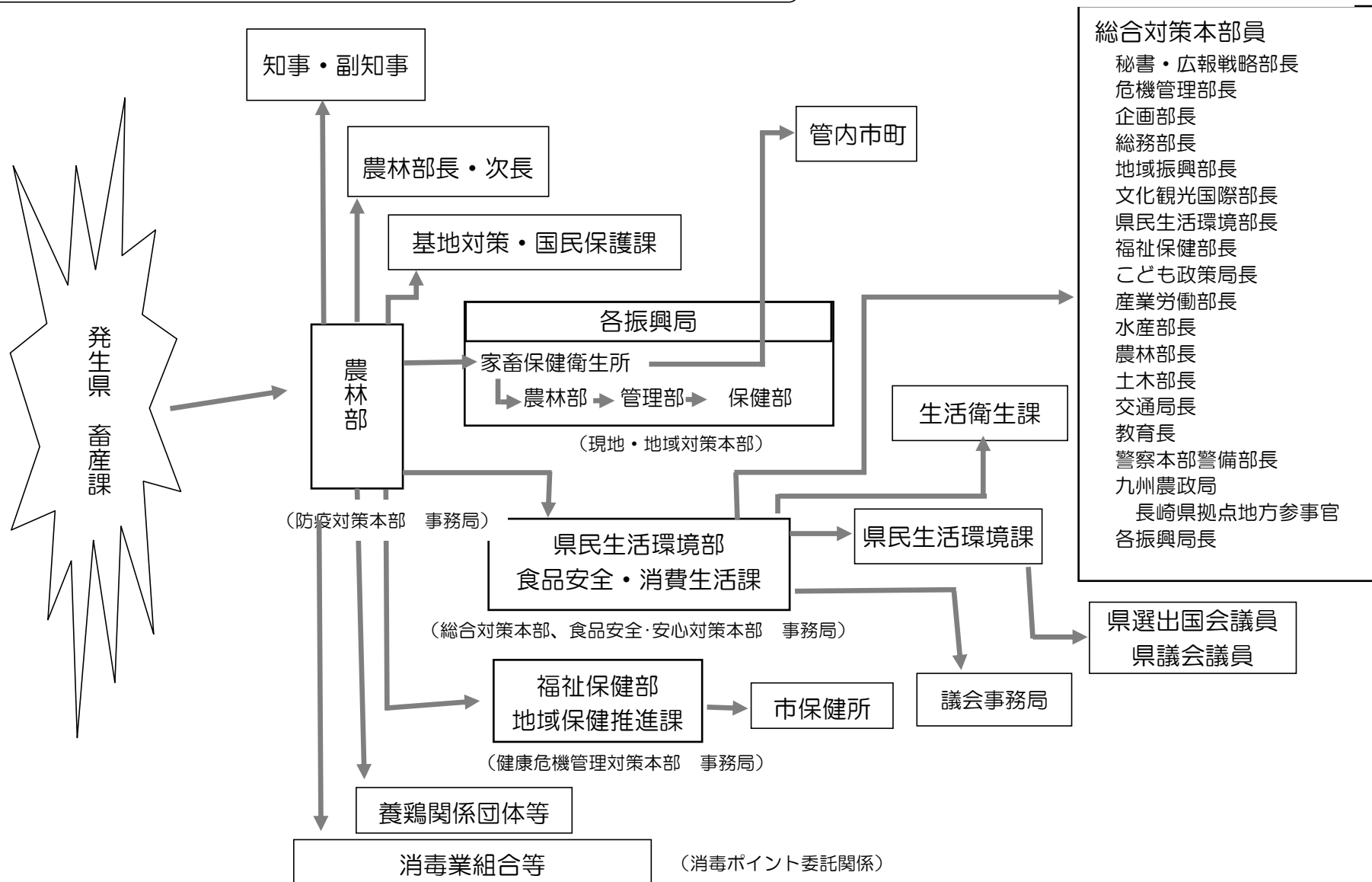
佐賀県での簡易検査陽性確認（農場で簡易検査陽性）時の連絡体系

（情報は非公表）



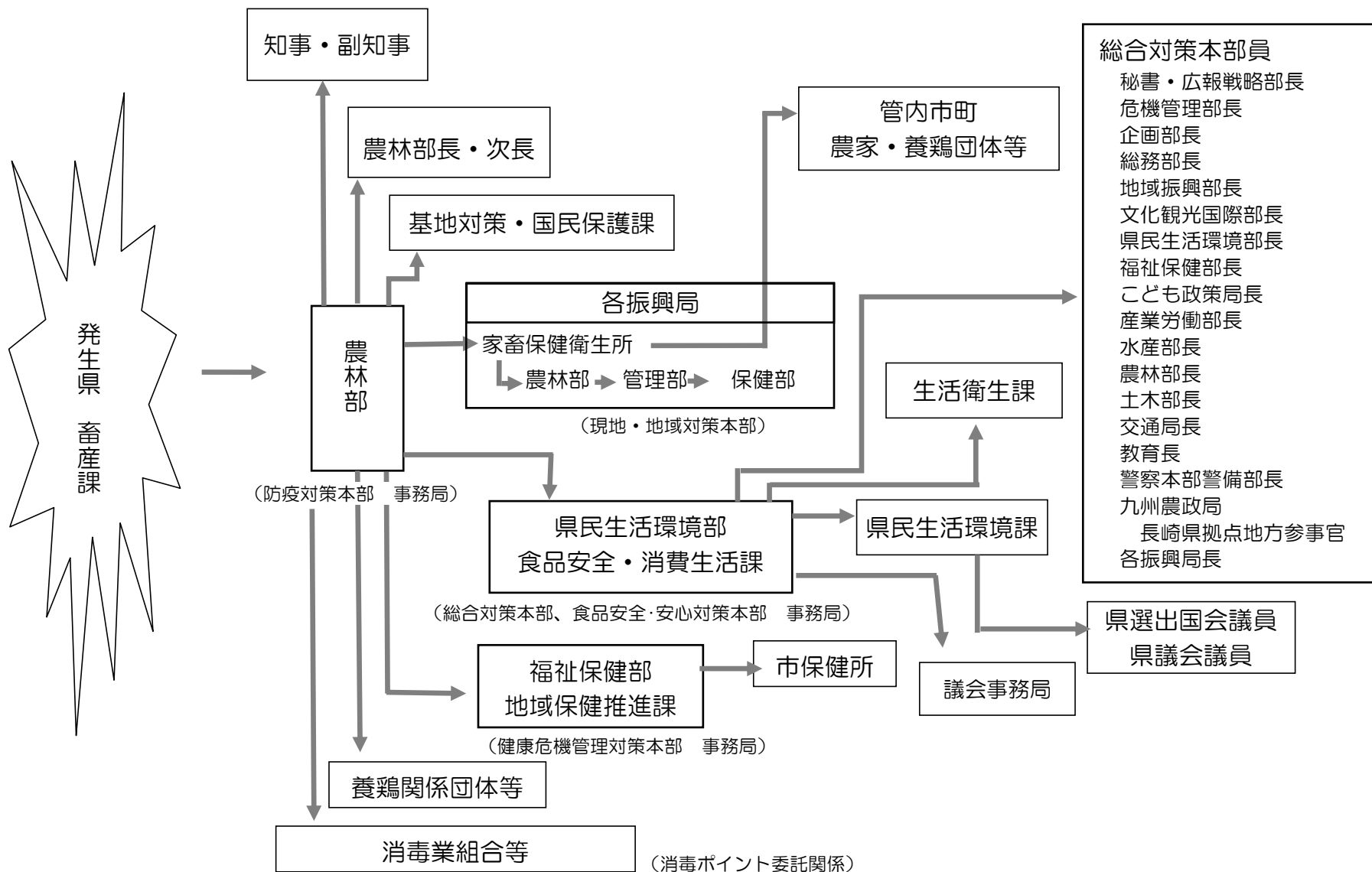
佐賀県・熊本県での簡易検査陽性確定時の連絡体系

(個人情報以外は原則公表)



佐賀県・熊本県での遺伝子検査陽性時の連絡体系

(個人情報以外は原則公表)



Ⅱ 防疫対策の概要

1 リスクレベルの区分

レベルⅠ 近隣諸国・地域 家きんでの発生又は野鳥での感染確認

韓国において、家きんで高病原性鳥インフルエンザ（以下、HPAI）又は低病原性鳥インフルエンザ（以下、LPAI）が発生した場合、又は野鳥で HPAI ウイルスの感染が確認された場合。

レベルⅡ 国内（九州以外）の家きんでの発生又は野鳥での感染確認

九州以外の国内において、家きんで HPAI 又は LPAI が発生した場合、又は野鳥で HPAI 又は LPAI ウイルスの感染が確認された場合。

レベルⅢ 国内（九州）の家きんでの発生又は野鳥での感染確認

九州内において、家きんで HPAI 又は LPAI が発生した場合、又は野鳥で HPAI 又は LPAI ウイルスの感染が確認された場合。

レベルⅣ 本県家きんでの発生（隣県での発生で本県の一部が制限区域に入る場合を含む）又は野鳥での感染確認（隣県での確認で本県の一部が野鳥監視区域に入る場合を含む）

本県において、家きんで HPAI 又は LPAI が発生した場合、又は野鳥で HPAI 又は LPAI ウイルスの感染が確認された場合。隣県で家きんに発生又は野鳥で感染が確認され、本県の一部が制限区域又は野鳥の監視区域に入る場合を含む。

2 リスクレベル評価

【家きんでの発生時】

リスク区分 (発生場所等)	レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	レベルⅣ		根拠等
	韓国での発生	九州以外での発生	九州での発生	本県での発生（隣県での発生で本県一部が制限区域に入る場合を含む）		
				制限区域外	制限区域内	
県の防疫体制	必要に応じて 防疫対策会議	防疫対策会議※	警戒連絡会議 防疫対策会議※	総合対策本部会議 緊急防疫対策会議		開催要領 ※流行期 1 例目以降は必要に応じて
使用消毒液の種類	次亜塩素酸ナトリウム、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石鹼液、高温蒸気等					防疫指針第 7 の 4
農場消毒等						
農場出入口	必要最小限			原則 1 箇所に限定		飼養衛生管理基準 防疫指針第 7 の 1 の (2)
車両消毒設備	平時から衛生管理区域出入口に設置					飼養衛生管理基準
手指の消毒	衛生管理区域、鶏舎に出入りするときは平時から実施					飼養衛生管理基準
衛生管理区域専用 長靴・衣服	平時から設置・着用					飼養衛生管理基準
鶏舎専用長靴	平時から設置・着用			左記に加え踏込消毒槽設置（県独自対策）		飼養衛生管理基準
人の出入り	平時から関係者のみ					飼養衛生管理基準 防疫指針留意事項 48
車両の出入り	平時から関係車両のみ 乗り入れ時は車両消毒を徹底			獣医師等の養鶏関係者は、農場内乗入れ自粛		防疫指針留意事項 48
家きん舎の消毒	平時から定期的に実施					飼養衛生管理基準 防疫指針留意事項 48
農場敷地消毒	流行期は実施が望ましい		鶏舎周辺、農場敷地外縁部の消毒実施			防疫指針留意事項 48
野鳥対策	平時から防鳥ネットを設置、破損・隙間等の点検と補修を実施					飼養衛生管理基準
ネズミ・害虫駆除	平時から 家きん舎・家きん舎周辺環境・家きん体について実施					飼養衛生管理基準
死亡羽数確認	毎日確認				毎日確認報告	防疫指針第 9 の 1 の (5)

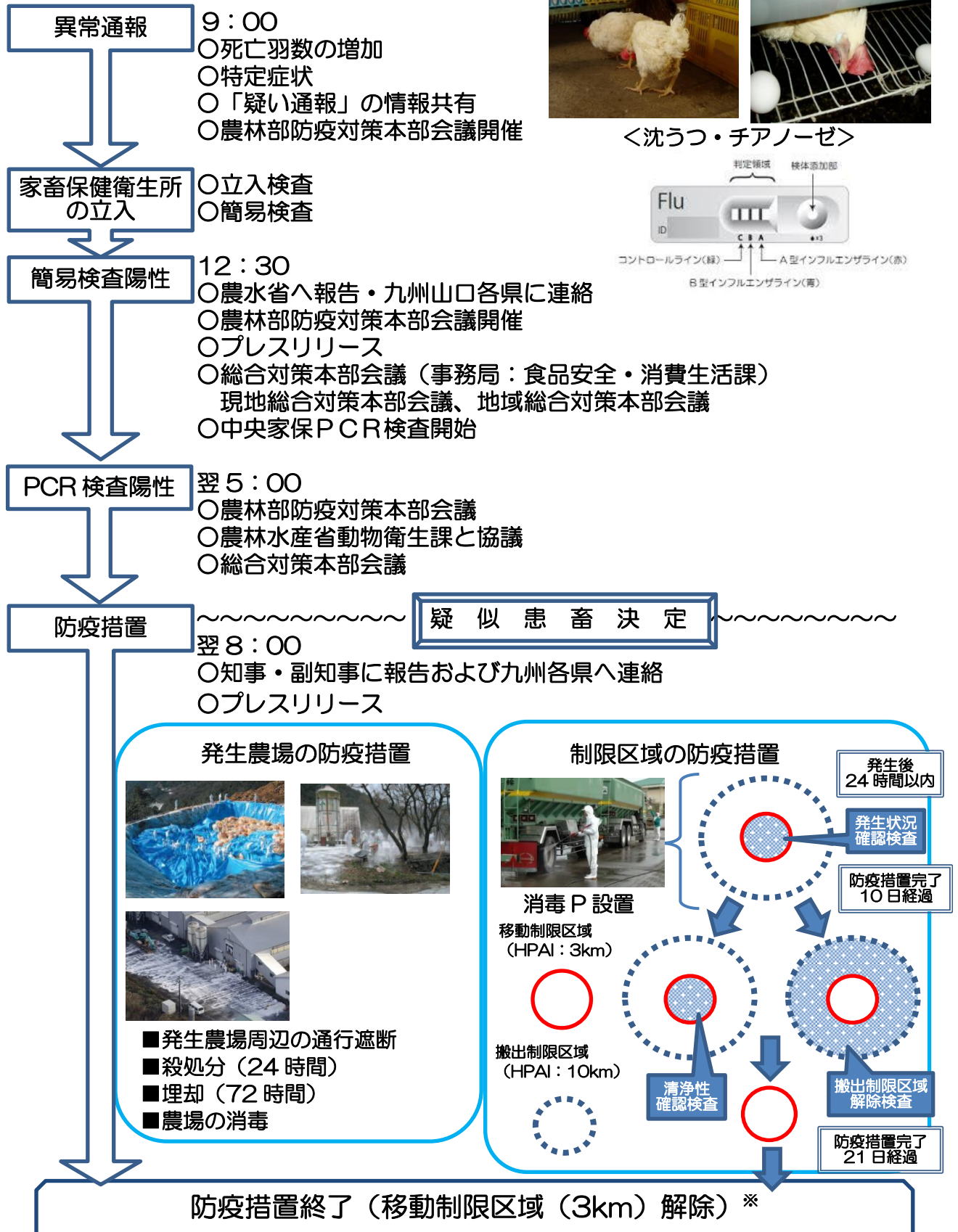
リスク区分 (発生場所等)	レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	レベルⅣ		根拠等
	韓国での発生	九州以外での発生	九州での発生	本県での発生（隣県での発生で本県一部が制限区域に入る場合を含む）		
				制限区域外	制限区域内	
食鳥処理場・GP センター						
	営業	通常どおり		移動制限区域内は停止（例外措置有）		防疫指針第 10
	衛生管理	通常どおりの対応			防疫指針の例外適用の要件及び再開後の遵守事項を徹底	防疫指針第 10
畜産関係車両（飼料運搬車両、集卵車両、家きん運搬車両、畜産関係機関車両等）						
	消毒方法	動噴（タイヤ・車底）		動噴（車両全体）		
	消毒用噴霧器携行	平時から常時携行				
消毒ポイントでの消毒（制限区域外は自主消毒ポイントで発生・確認場所からの距離や人・車両の流れを勘案し設置を検討						
	道路（畜産関係車両）	未実施	地域において自主的に実施すること有り		法定ポイント設置	防疫指針第 11
	道路（一般車両）	未実施	地域において自主的に実施すること有り		法定ポイント設置	防疫指針第 11
	港湾（人）	未実施	地域において自主的に実施すること有り		法定ポイント設置	防疫指針第 11
	港湾（車両）	未実施	地域において自主的に実施すること有り		法定ポイント設置	防疫指針第 11
鳥類展示施設						
	人の消毒	通常どおり		消毒マット		
	来場者の飼育舎立入	通常どおり		自粛		
	ふれあい	通常どおり		自粛		
催し物・品評会等	通常どおり	開催自粛			開催禁止	防疫指針第 10
養鶏関係者の行動						
	発生地及びその周辺への移動	自粛				
	養鶏関係者の会合	通常どおり	自粛			
	家きん診療時の記録	平時から実施				飼養衛生管理基準

【野鳥での感染確認時】

リスク区分 (発生場所等)	レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	レベルⅣ		根拠等
	韓国での確認	九州以外での確認	九州での確認	本県での確認（隣県での確認で本県一部が監視区域に入る場合を含む）		
				監視区域外	監視区域内	
県の防疫体制	必要に応じて 防疫対策会議	必要に応じて 防疫対策会議	必要に応じて 防疫対策会議	警戒連絡会議、緊急防疫対策会議		開催要領
監視体制・注意喚起	通常どおり				半径 3km 圏内農場への立入検査	防疫指針第４の７
使用消毒液の種類	次亜塩素酸ナトリウム、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石鹼液、高温蒸気等					防疫指針第７の４
農場消毒等						
農場出入口	必要最小限					飼養衛生管理基準
車両消毒設備	衛生管理区域出入口					飼養衛生管理基準
手指の消毒	衛生管理区域、鶏舎に出入りするときは平時から実施					飼養衛生管理基準
衛生管理区域専用長靴・衣服	平時から設置・着用					飼養衛生管理基準
鶏舎専用長靴	平時から設置・着用			左記に加え踏込消毒槽設置（県独自対策）		飼養衛生管理基準
人の出入り	平時から関係者のみ					飼養衛生管理基準
車両の出入り	平時から関係車両のみ 乗り入れ時は車両消毒を徹底					防疫指針留意事項
家きん舎の消毒	平時から定期的に実施					飼養衛生管理基準
農場敷地消毒	流行期は実施が望ましい		鶏舎周辺、農場敷地外縁部の消毒実施			
野鳥対策	平時から防鳥ネットを設置、破損・隙間等の点検と補修を行う。					飼養衛生管理基準
ネズミ・害虫駆除	平時から 家きん舎・家きん舎周辺環境・家きん体について実施					飼養衛生管理基準
死亡羽数確認	毎日確認					

リスク区分 (発生場所等)	レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	レベルⅣ		根拠等
	韓国での確認	九州以外での確認	九州での確認	本県での確認（隣県での確認で本県一部が監視区域に入る場合を含む）		
				監視区域外	監視区域内	
食鳥処理場・GP センター						
営業	通常どおり					
衛生管理	通常どおりの対応					
畜産関係車両（飼料運搬車両、集卵車両、家きん運搬車両、畜産関係機関車両等）						
消毒方法	動噴（タイヤ・車底）			動噴（車両全体）		
消毒用噴霧器携行	平時から常時携行					
野鳥確認地点消毒・通行遮断					必要に応じて実施	防疫指針第４の７
消毒ポイントでの消毒（制限区域外は自主消毒ポイントで発生・確認場所からの距離や人・車両の流れを勘案し設置を検討						
道路(畜産関係車両)	未実施					
道路（一般車両）	未実施					
港湾（人）	未実施					
港湾（車両）	未実施					
鳥類展示施設						
人の消毒	通常どおり			消毒マット		
来場者の飼育舎立入	通常どおり			自粛		
ふれあい	通常どおり			自粛		
催し物・品評会等	通常どおり	開催自粛				
養鶏関係者の行動						
発生地及びその周辺への移動	自粛					
養鶏関係者の会合	通常どおり		自粛			
家きん診療時の記録	平時から実施					飼養衛生管理基準

3 発生時の防疫措置の流れ



※防疫措置完了28日経過後に監視強化区域解除検査実施

4 発生時防疫対応タイムフロー

(殺処分24時間以内、埋却処理72時間以内に完了する場合の目安)

●人、■場所、★物(資材、重機等)、○その他作業(連絡、資料作成等)

経過 日数	時間	経過 時間	事項	現地防疫対策本部(発生地)	県防疫対策本部	地域防疫対策本部
1	9:00	0:00	異常通報	異 常 通 報		
				○農家から異常通報受理 ○畜産課、振興局内、制限区域内の市町、建設業協会、農協等に連絡 ○制限区域の設定準備 → 県本部へ報告(初動防疫報告票)(～12:30) ●防疫作業に必要な人員数を算定 → 県本部へ提出(初動防疫報告票)(～12:30) ★防疫作業に必要な資材数量を算定 → 県本部へ提出(初動防疫報告票)(～12:30) ■消毒ポイント設置場所 → 県本部へ提出(初動防疫報告票)(～12:30) ■埋却地情報の提供 → 県本部へ提出(初動防疫報告票)(～12:30) ✓以降、随時、県本部へ作成資料や情報を発信	○(防疫対策班)発生地家保から異常通報の報告受理 ○(総務動員者確保班) 食品安全・消費生活課、地域保健推進課、基地対策・国民保護課、全振興局、農林部各課・室へ連絡 ○(防疫対策班)知事・副知事へ報告 ○(防疫対策班)農水省へ報告 ○ <u>農林部防疫対策本部会議の開催(第1回)</u> ●(総務動員者確保班)県本部動員名簿作成準備 ○(防疫対策班)現地からの情報受理 → 総合対策本部会議資料作成 ○(広報班)簡易検査陽性プレスリリース準備 ✓(各作業班)随時、現地からの情報受理	○制限区域内の市町へ連絡 ●動員名簿作成準備
	10:00	1:00				
	11:00	2:00				
	12:30	3:30	簡易検査 陽性	簡 易 検 査 陽 性		
				●簡易検査結果を県本部(防疫対策班)へ報告 ●管内市町に連絡 ●消毒ポイント動員(市町、関係団体)については現地振興局から動員要請	○(総務動員者確保班)簡易検査陽性情報を、食品安全・消費生活課、地域保健推進課、基地対策・国民保護課、全振興局、農林部各課・室へ連絡 ○(農林部、県民生活部)知事・副知事へ報告 ○(防疫対策班)農水省へ報告 ○(防疫対策班)九州・山口・沖縄各県へ連絡 ○(防疫対策班)関係団体等に通知 ●(防疫対策班)民間事業者へ動員要請 ○ <u>農林部防疫対策本部会議の開催(第2回)</u>	○簡易検査陽性情報を受理 ○制限区域内の市町へ連絡
	13:00	4:00		○先遣隊(家保、振興局農業土木担当、保健所、地域普及課、市町、建設業協会)出発 ★不足資材の調達作業開始(13:00～) ★農場出入口への消毒機器の設置完了(～13:30)	○(広報班)プレスリリース(簡易検査陽性) ★(資材班)トラック協会へ備蓄資材搬送依頼(～13:00) ★(資材班)国へ資材の供出を要請完了(～13:30) ★(資材班)照明車を国交省へ借用打診(土木部経由)(～13:30) ★●(資材班)県央へ備蓄資材積込作業者動員要請完了(～13:30)	
	14:00	5:00		●不足人員がある場合は、県本部(動員者確保班)へ動員要請(～14:00) ●マイクロバスの運行要請完了(～14:30)	★(資材班)現地へ国資材の数量報告完了(～14:00) ●(動員者確保班)他振興局へ動員要請完了(～14:30) ●(動員者確保班)移動用バスの運行要請完了(～14:30)	●動員要請受理(～14:30)
	15:00	6:00			★(資材班)トラック台数、到着時間報告(中央家保、農技センター)(～15:00) ●(動員者確保班)バス会社の担当者等を各振興局へ連絡(～15:00)	●★備蓄資材積込要員が備蓄倉庫へ移動開始(15:00)
	15:30	6:30		長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部会議(第1回)		
	16:00	6:00	PCR検査 開始	○先遣隊調査終了(～16:00) ★重機手配(16:00) ※県防疫対策本部へ報告	○(各作業班)先遣隊の調査結果受理(16:00)	●★トラック到着後直ちに備蓄資材の積込作業開始(16:00)※
	16:30	7:30		現地総合対策本部会議		各地域対策本部会議
				●★移動用バス、マイクロバスの確保完了(～16:30)	●(総務動員者確保班)農林部各課室動員名簿完成(～16:30) ●(動員者確保班)発生現地への移動用バス等の確保(～16:30) ★(資材班)県建設業協会へ照明車輸送依頼(～16:30)	●発生現地への移動用バス等の確保(～16:30)

経過 日数	時間	経過 時間	事項	現地防疫対策本部(発生地)	県防疫対策本部	地域防疫対策本部
1	17:00	8:00		●県本部及び他振興局の動員名簿受理(17:00)	●(動員者確保班)農林部及び他振興局の動員名簿を現地対策本部へ提出完了(～17:00) ○(消毒ポイント班)制限区域等公示案作成完了(17:00) ○(広報班)プレスリリース(消毒ポイント設置、制限区域設定)作成完了(17:00)	●動員名簿を県本部へ提出(～17:00) ★備蓄資材トラック出発(17:00)※
	18:00	9:00		●動員者の班編制完了、県本部へ名簿を提出(～18:00)	●現地対策本部から動員名簿を受領(18:00)	
	19:00	10:00		○周辺住民への説明(19:00) ★備蓄資材を後方支援センターへ搬入完了(19:30) ●後方支援センター設営開始(19:30)		
	20:00	11:00		★農場拠点へ資材到着(20:30) ●農場拠点設営開始(20:30)		
	21:00	12:00		★消毒ポイント資材到着(21:00) ●消毒ポイント設営開始(21:00) ■●★後方支援センター設営完了(21:30) ■●★農場拠点設営完了(21:30)		
	22:00	13:00		■●★消毒ポイント設置完了(22:00)		
2	5:00	20:00	PCR検査 陽性	P C R 検 査 陽 性		
				●防疫作業動員者移動開始(5:30)※ ●消毒ポイント現地動員者移動開始(5:30)※	●防疫作業動員者移動開始(5:30)※	●防疫作業動員者移動開始(5:30)※
	6:00	21:00		●防疫作業動員者後方支援センター到着(6:00) ●消毒ポイント動員者(管理者)到着(6:00) ●★消毒ポイント動員者到着(6:00)		
	7:00	22:00		●防疫作業動員者は農場拠点へ移動完了(7:00) ★重機配備完了(7:30)	○農林部防疫対策本部会議の開催(第3回)	
	8:00		疑似患者 決定	疑 似 患 者 決 定		

※予定時間は、発生場所等により変動する。

4 発生時防疫対応タイムフロー(疑似患者決定後)

(殺処分24時間以内、埋却処理72時間以内に完了する場合の目安)

経過 日数	時間	事項	現地防疫対策本部(発生地)	県防疫対策本部	地域防疫対策本部	
2	8:00	疑似患者 決定 防疫作業 開始	疑 似 患 畜 決 定			
			殺処分・埋却等作業 殺処分 <			

経過 日数	時間	事項	現地防疫対策本部(発生地)	県防疫対策本部	地域防疫対策本部
8～11					
12			○家さん舎等の消毒(2回目)		
13～15					
16			清浄性確認検査 ↓ 臨床検査 搬出制限区域解除検査 ↓ 臨床検査		
17		農水省と協議	○【HPAI】清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査で陰性確認後、 農水省と協議して搬出制限区域(10km)を解除 ○家さん舎等の消毒(3回目)	○(広報班)プレスリリース(清浄性確認検査の結果) ○【HPAI】(消毒ポイント班)搬出制限区域解除の告示 ○【HPAI】(広報班)プレスリリース(搬出制限区域の解除)	
18	0:00	搬出制限区域解除		搬出制限区域解除【HPAIの場合】	
19～25					
26		農水省と協議	○清浄性確認検査で陰性確認かつ防疫措置完了後21日が経過していることから、 農水省と協議して移動制限区域(3km)を解除	○(消毒ポイント班)移動制限区域解除の告示 ○(広報班)プレスリリース(移動制限区域の解除、消毒ポイントの廃止)	
27	0:00	移動制限区域解除		移動制限区域解除	
28	10:00			長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部会議(第3回)	
29～33					
34			監視強化区域解除検査 ↓ 臨床検査		
35			○監視強化区域解除検査で陰性確認かつ防疫措置完了後28日が経過していることから、 農水省と協議して監視強化区域(10km)を解除		
36	0:00	監視強化区域解除		監視強化区域解除	
37				○(広報班)プレスリリース(監視強化区域の解除)	

5 発生時における市町の役割

(1) 事前に検討しておく事項

- ① 市町対策本部を設置する場合の構成等
- ② 現地防疫活動（消毒ポイント等）への動員方法、動員者数
- ③ 埋却のための公有地のリスト化及び地域住民への説明方法
- ④ 市町道の通行自粛・遮断等の対応
- ⑤ 車両消毒ポイント等（水及び電気の確保）
- ⑥ 防疫作業従事者の後方支援センターの選定（使用の可否の確認）
- ⑦ 住民への情報提供の方法、相談窓口の設置
- ⑧ 愛玩鳥飼育者の把握

(2) 自市町において簡易検査陽性事例が発生した場合

- ① 市町対策本部の設置
（混乱を招かないように情報は、慎重に取り扱う）
- ② 防疫活動の準備
 - ア 防疫活動の補助業務を行う作業者の確保
 - ・家さん等の評価
 - ・通行遮断
 - イ 消毒ポイント選定箇所の使用可否確認・従事者の確保
 - ウ 埋却場所の選定・準備（公有地の場合）
 - エ 防疫作業従事者後方支援センター（体育館・公民館等）・農場拠点の設営作業
 - オ 発生地周辺の通行遮断（住民への説明）
 - カ 移動制限区域、搬出制限区域設定の協力
 - キ 防疫作業に係る電源・水源の確保
 - ク 後方支援センター、農場拠点、消毒ポイントで使用するテント、机、椅子等の供出（必要に応じ）
 - ケ 発生農場近隣の住民を対象にした説明会の開催（準備・出席）

(3) 疑似患畜に確定した場合

- ① 消毒ポイントにおける通行車両等の消毒
- ② 後方支援センター、農場拠点、埋却地拠点（必要な場合に設置）での防疫作業
者へのサポート業務
- ③ 家さん飼養者等への移動制限区域、搬出制限区域に係る内容の周知
- ④ 住民、関係事業者への情報提供、相談窓口の設置（風評被害対策含む）
- ⑤ 発生状況確認検査、清浄性確認検査への協力（巡回車両、案内人の確保）

6 発生時における畜産関係団体等の役割

(1) 関係する養鶏場で異常通報があった場合

家畜防疫員の要請に基づき、異常通報があった養鶏農場に係る農協、飼料会社、GP センター等は、出荷、集荷、配送業務を停止する

(2) 管内において異常家きんが発見された場合（簡易検査陽性）

県から HPAI 又は LPAI を疑う異常家きんを発見した旨の通報があった場合

- ①養鶏農家、飼料会社等への情報伝達
- ②家きん、畜産物、飼料、畜産関係資材等の移動状況調査への協力

(3) 疑似患畜に決定した場合

- ①処分家きん等の評価
- ②消毒ポイントにおける通行車両等の消毒
- ③養鶏農家、飼料会社等への情報伝達、相談窓口の設置（風評被害対策含む）

7 発生時におけるその他の団体等の役割

(1) 異常通報があった場合

異常通報があった養鶏場の所在地の建設業協会支部は、簡易検査陽性判明後の先遣隊の派遣の準備をする

(2) 管内において異常家きんが発見された場合（簡易検査陽性）

県から HPAI 又は LPAI を疑う異常家きんを発見した旨の通報があった場合

- ①先遣隊の派遣（長崎県建設業協会支部）
- ②防疫資材の確保（資材供給協定締結事業者※）
※防疫対策に係る協定書締結状況（ファイル集文書 No15652）参照
- ③防疫作業従事者の動員（長崎県獣医師会、長崎県建設業協会支部）
- ④重機の確保（長崎県建設業協会支部）
- ⑤防疫作業従事者の輸送（長崎県バス協会）

(3) 疑似患畜に決定した場合

- ①殺処分された家きん等の埋却地への運搬作業（長崎県建設業協会支部）
- ②埋却作業（長崎県建設業協会支部）
- ③消毒ポイントの管理および運営（長崎県消毒業協同組合、長崎県造園建設業協会、長崎県ビルメンテナンス協会、長崎県警備業協会）



連絡方法について

各関係機関、関係団体等への連絡は、電子メール・FAX に加えて、電話での受信確認を実施すること。

8 発生防止対策のための家きん飼養者の役割

- (1) 日頃から、法に定める「飼養衛生管理基準」を遵守する。また、日々の来訪者や自分の外出先などを記録するよう心がける。また、農場出入者については確実に記録するとともに、出入時の消毒を徹底する。



- (2) HPAI・LPAI に関するパンフレットなどにより、本病についての知識を習得するとともに、県や農林水産省のホームページ等で発生情報等を随時確認する。
- (3) 家きんが、法第 13 条の 2 第 1 項の農林水産大臣が定める症状（以下「特定症状」という。）を呈していることを発見したときは、同項に基づき直ちに家保に通報しなければならない。また、特定症状以外の異常で家きんの死亡率の急激な上昇や、同様の症状を呈する家きんが増加した場合は、直ちに獣医師又は家保の指導を受ける。

なお、特定症状及び特定症状以外の異常については、Ⅲの 1 及び 2 を参照のこと。

関係機関・団体等の役割分担

作業内容	県 防疫 対策 本部	現地防疫対策本部							消毒 業協 会等	民間 事業 者	自 衛隊	農 家
		局 等	家 保	保 健 所	市 町	警 察	畜産 関係 団体	建設 業協 会				
対策本部の設置（県本部・現地）	○	○										
広報（作業全般）	○				○							
先遣隊		○	○	○	○			○				
養鶏農家への情報伝達			○		○		○					
飼料会社等への情報伝達	○						○					
防疫作業従事者の動員	○	○	○		○			○	○	△	△	○
防疫資材の確保	○	○	○		○		△					○
防疫作業計画の策定	○	○	○									
発生農場防 疫措置	家さんの等評価		○		○		○					
	殺処分作業		○	○								
	農場清掃消毒		○	○								
	埋却作業		○	○				○				
	水源等確保				○							○
	機械確保		○					○				○
	機械操作	○						○				○
	作業者の健康調 査等			○								
通行遮断 （規制）	農場周辺の交通 規制		○		○	○						
	道路使用の調整		○		○	○						
埋却作業	埋却地の選定 （平時）		○	○								○
	必要面積算定 （平時）			○								
	現地調査（平時）		○	○		△		△				○
	重機の確保		○					○				
制限措置	制限区域の設定	○		○								
サポート業務	フォークリフト 確保（資材荷下ろ し）		○	○								
	後方支援C・農場 拠点の選定・確保			○	○							
	サポート業務の 運営・管理		○	○	○	○						
防疫作業者の 移動手段確保	局等⇔ 後方支援C	○										
	後方支援C⇔ 農場拠点		○									
発生状況確認 検査・清浄性 確認検査	対象農場の確認			○								
	計画策定			○								
	獣医師動員要請	○		○								
	案内人・車両確保		△		○							
住民説明	案内				○							
	会場確保				○							
	説明者			○	○	同席						
消毒ポイント 作業	候補地の選定	○	○	○	○							
	許認可事務（道路 使用許可・道路占 用許可等）		○			○						
	水源確保				○							
	管理・運営		○						○			
	業務委託事務	○										

△：必要に応じて対応

Ⅲ 異常家さん通報から簡易検査陽性までの対応

1 異常家きんの症状

HPAI 及び LPAI は、感染した鳥類（家きん、野鳥等）又は本病ウイルスに汚染された排せつ物、飼料、水、野生動物（ねずみ等）、人、器材などと家きんが接触することにより感染する。本病の被害を最小限に食い止めるためには、早期発見がもっとも大切である。そのためには、家きんの飼養者は症状について熟知し、毎日の家きんの状態を観察し、早期に異常家きんを発見し、通報することが極めて重要である。

＜本病の主な症状＞

- ・ 突然の死亡
- ・ 呼吸器症状、下痢
- ・ 元気消失、うずくまり、嗜眠、振せん又は羽毛の逆立ち
- ・ 顔面、鶏冠、肉垂もしくは脚部の浮腫又は出血斑もしくはチアノーゼ
- ・ 産卵率低下又は停止



うずくまり・嗜眠



羽毛の逆立ち



鶏冠の出血



鶏冠・肉垂のチアノーゼ



脚部の皮下出血

2 異常家きんの通報（届出）

法第 13 条の 2 に規定される特定症状を呈する家きんを発見した場合、家きんの飼養者又は関係者は同法同条同項に基づき、速やかに最寄りの家畜保健衛生所（以下、家保という）に通報しなければならない。なお、特定症状以外の異常にあっても速やかに通報する。

（1）特定症状

- 1) 同一の家きん舎内において、1 日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って 21 日間（当該期間中に家畜の伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となって

いた日が含まれる場合にあっては、これらの日を除く通算 21 日間をいう) における平均の家きんの死亡率の 2 倍以上となった場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。

- 2) 民間獣医師等が行った簡易検査キットを用いた抗原検査や血清抗体検査により陽性となった場合。

(2) 特定症状以外の異状

- 1) 鶏冠・肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合。
- 2) 5羽以上の家きんが、まとまって死亡し（高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く）又はまとまってうずくまっている場合。

○家畜保健衛生所連絡先

家畜保健衛生所名	電話番号
長崎県中央家畜保健衛生所	0957-25-1331
〃 県南家畜保健衛生所	0957-68-1177
〃 県北家畜保健衛生所	0956-48-3831
〃 五島家畜保健衛生所	0959-72-3379
〃 壱岐家畜保健衛生所	0920-45-3031
〃 対馬家畜保健衛生所	0920-54-2179

3 通報を受けた家保等の対応

(1) 家保の対応

- 1) 通報者からの異常発生状況の聞き取り
通報を受けた家畜防疫員は、指針別記様式 1 により症状の電話聞き取りを行う。
- 2) 通報者等への指導
聞き取りにより、本病を疑う場合は、万が一の発生時に備え、ウイルス拡散防止対策の措置を指導するとともに、立入検査を行う旨を伝え、家畜防疫員の到着予定時刻を知らせる。
- 3) 報告（聞き取りの結果、特定症状又はそれ以外の症状で鳥インフルエンザが疑われる場合）
- ①当該家保は、畜産課及び中央家保（検査課）へ指針別記様式 1 をメール送信し、電話で状況を説明する。
 - ②当該家保は、局内幹部職員へ報告する。
 - ③当該家保は、他家保と情報を共有する。
 - ④（2）の 2）により畜産課からのメールを受理した他家保は、現地防疫対策本部構成員にメールを転送し、情報を共有する。

(2) 県畜産課の対応

- 1) 国（動物衛生課）への報告
畜産課は、指針別記様式1を動物衛生課へメール送信し、異常通報受理を報告する。
- 2) 関係者への異常通報受理情報伝達
畜産課は、「異常家さん通報時の連絡体系」（I－4）に基づき、関係者へ様式2（様式集）をメール送信する。

4 初動防疫の準備

(1) 現地防疫対策本部（発生地振興局）の対応

■家保の対応

- ①家保は、初動防疫報告票1～6（様式集）を作成し、電子メール又は大容量ファイル一時受渡しフォルダを介し県防疫対策本部へ提出する（フォルダ名：「年月日」（地域）鶏 初動防疫報告票）「例：20200822(中央)鶏初動防疫報告票」



作成した初動防疫報告票を大容量ファイル一時受渡しフォルダに保管する場合、受渡しフォルダの農林部▽畜産課に「年月日」（地域）鶏 初動防疫報告票」のフォルダを作成し保存する。
※ファイルの取り扱いは厳重に注意すること。

- ②現地防疫対策本部内で情報を共有する。
- ③異常通報農場が属する組合等に、情報管理を徹底の上、電話で内容を伝える。

○初動防疫報告票

初動防疫報告票	主 な 内 容	添付資料	注意事項
1 (発生農場の概要)	発生農場の概要	位置図、農場、埋却地平面図、バス経路図、テント配置図	【平時の対応】 ○後方支援センターは駐車可能台数を確認しておく。 ○農場拠点は可能な限り農場に近い場所とする。 ○埋却予定地は年に一回は現地確認をしておく。また <u>所有者を確認しておく。自己の所有する土地でない場合は、埋却への合意書等を書面で交わす指導を行う。</u> ○農場に立ち入りした際に、農場所有の機械の種類・台数。操作資格者を確認しておく。
	関連農場・施設等の概要	位置図	
	後方支援センター	位置図	
	農場拠点	位置図	
	自衛隊前進拠点		
	埋却（焼却等）予定地		
	農場所有の機械類 農場の特記事項（農場敷地面積、鶏舎面積、農場出入口箇所数、通行遮断場所箇所数） 発生状況確認検査	位置図	
2 (制限区域情報1)	制限区域情報（区域内の飼養戸数・羽数）	プロット図	※制限区域が他の振興局に跨る場合は、次項「■制限区域が他の振興局に跨る場合の情報伝達方法」を参照
	制限区域内の関連施設	プロット図	
2 (制限区域情報2)	移動制限区域（市町区域名）		
	搬出制限区域（市町区域名）		

初動防疫報告票	主 な 内 容	添付資料	注意事項
3 (消毒ポイント)	ポイント情報	設置位置図	【平時の対応】 ○年に一度はリストアップされた場所を現地で確認しておく。 ※制限区域が他の振興局に跨る場合は、次項「■制限区域が他の振興局に跨る場合の情報伝達方法」を参照
4 (防疫作業従事者 必要人員数)	発生農場防疫作業 発生状況確認検査 消毒ポイント		
5 (発生農場の疫学 関連情報 1)	家さん及び家さん卵に関する疫学情報 人・車両に関する疫学情報		
5 (同 2)	疫学関連農場一覧		
6 (必要機材・資材 数量)	基礎数値入力表 防護服関連資材 (1 クール (4 時間) ごと) 防護服関連資材 (24 時間ごと) 必要資材 (防護服関連以外) (作業箇所ごと) 必要資材 (防護服関連以外) (品目ごと) 備蓄資材搬出数量 資材振り分け先 作業箇所別資材管理表 資材購入関係		【平時の対応】 備蓄資材の確認を定期的を実施する。



初動防疫報告票 6 関係

県備蓄資材数量は、平時は中央家保が数量管理を行い、変動がある度、随時最新のデータを県対策本部資材班と各家保で共有する。



初動防疫報告票は全てを完成させて報告するのではなく、項目ごとに出来た分から報告すること

■制限区域が他の振興局に跨る場合の情報伝達方法

	発生地管轄 (●)	制限区域が跨る等の管轄外 (○)
9:00 異常通報	<制限区域情報の速報> ●発生地家保 ・防疫マップで区域設定 ・制限区域の速報伝達 「発生農場名」、「制限地域及び制限農場」を電話連絡 <様式1 (発生情報)> ●発生地家保 ⇒ 県本部 ⇒ 局、管轄市町 ・「様式1」をメール送信し、制限地域を電話連絡 <初動票 2-1、2-2 (制限区域情報)> ●発生地家保 ・「初動票 2-1、2-2」を作成 ・制限区域情報の伝達 ⇒ 県本部 ⇒ 局、管轄市町 ・「初動票 2-2」を大容量フォルダ (市町はメール) で提供し、電話連絡 ※発生地管轄外の農場が含まれる場合は、「初動票 2-1」も提供 <初動票 3 (消毒ポイント情報)> ●発生地家保 ・事前共有したポイントを確認し、該当家保へポイント変更の有無を電話確認 ・該当家保からの回答を受け、ポイントを決定 ●発生地家保 ⇒ 県本部 ⇒ 局、管轄市町 ・「初動票 3 (詳細情報含む)」を大容量フォルダ (市町はメール) で提供し、電話連絡 ・該当家保からの報告を受け、最終的なポイントを決定 <様式 3 (簡易検査結果)> ●発生地家保 ⇒ 県本部 ⇒ 局、管轄市町 ・「様式 3」をメール送信し、電話連絡	○管轄外家保 (制限区域が跨る) ・制限区域の速報受理 <様式 2 (個人情報なし)> ○管轄外家保 ⇒ 局、制限区域が跨る市町 ・「様式 2」をメール送信し、制限地域を電話連絡 ○管轄外家保 ⇒ 局、制限区域が跨る市町 ・「初動票 2-2」大容量フォルダ (市町はメール) で提供し、電話連絡 ※発生地管轄外の農場が含まれる場合は、「初動票 2-1」も提供 ○管轄外家保 ・事前共有したポイントを確認し、電話回答 ・変更がある場合は、直ちに所長決裁後の「初動票 3 (詳細情報含む)」を発生地家保あてメール送信 ○管轄外家保 ⇒ 局、消毒 P を設置する市町 ・「初動票 3 (詳細情報含む)」を大容量フォルダ又はメール (市町はメール) で提供し、電話連絡 ※変更する場合は、所長決裁後の「初動票 3 (詳細情報含む)」を発生地家保あてメール送信 <様式 4 (個人情報なし)> ○管轄外家保 ⇒ 局、制限区域が跨る市町 ・「様式 4」をメール送信し、電話連絡
12:30 簡易検査 陽性		

■各作業班の対応

防疫作業に必要な準備作業に当る。

○作業動員者：各所属へ動員可能者を照会

○資材調達

【リース資材】連絡先（東建リース（株）長崎北営業所）へ異常通報の内容を電話連絡。

【購入資材】内容・数量の確認及び発注様式の準備（初動防疫報告票6）

【照明車】県と国土交通省九州地方整備局の防災協定に基づく借用申請（土木部経由）

○動員者輸送用バス（後方支援センター⇔農場拠点）の確保

【バス会社】バス運行計画作成

【農大】農大バス借用の可否を電話確認

【レンタカー会社】必要台数を電話連絡

【局】運転士の派遣要請

○埋却作業準備：建設業協会該当支部へ異常通報の内容を連絡

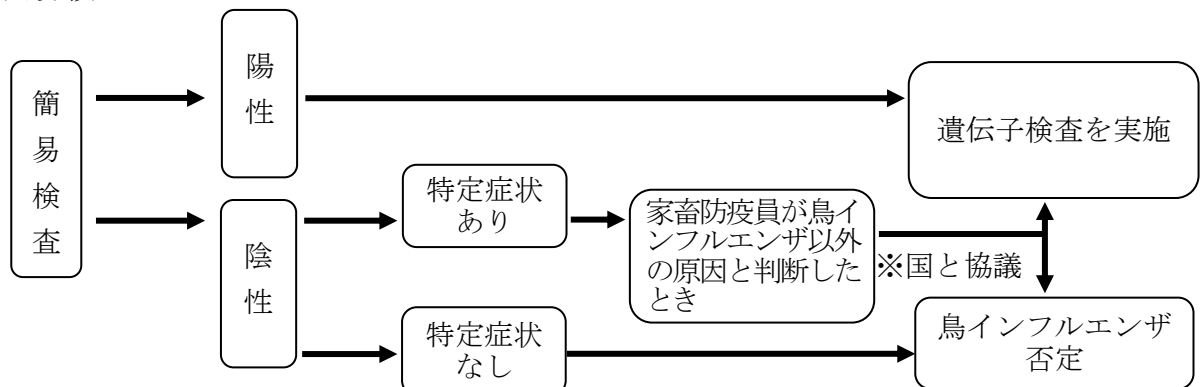
（2）市町の対応

- ・市町は、家保から送信された初動防疫報告票1に記載の後方支援センターに充てる施設や農場拠点を設置する場所が使用可能か否かを確認して家保へ連絡する。
- ・使用不可である場合は、代替施設や場所の提案を行う。
- ・市町職員が担当する作業要員の確保に当る。

5 農場への立入検査（簡易検査の方法）

異状が認められる家きん舎ごとに死亡家きん及び異常家きん（異常家きんが認められない場合には、生きた家きん）のそれぞれ複数羽（死亡家きんについては8羽以上（8羽に満たない場合は全羽）、生きた家きんについては少なくとも2羽）を対象とした簡易検査を行う。

＜簡易検査のフロー＞



6 簡易検査結果の連絡

①家保は、簡易検査の結果を陽性、陰性に関わらず直ちに振興局と県畜産課及び当該

市町へ連絡する。家保から県畜産課への報告は様式3（様式集）を用いる。

また、簡易検査陽性時にはさらに以下について実施する。

- ②県畜産課は、「簡易検査陽性時の連絡体系」（I－4）に基づき、様式4（様式集）により関係者へ連絡する。
- ③簡易検査陽性の場合、家保は、養鶏団体等の協力を受け、制限区域に入ることになる農家へ電話連絡を入れ、家きんや家きん卵等の移動自粛要請を行う。
- ④簡易検査の結果に関わらず、当該家保は指針別記様式2－1により立入検査の状況を取りまとめ、畜産課と検査課へメール送信の上、電話で状況を説明する。
- ⑤畜産課は、動物衛生課（国）へ指針別記様式2－1をメール送信の上、電話で状況を説明する。

7 病性鑑定材料の輸送

確定診断のため、検査材料を中央家畜保健衛生所へ輸送する。また、ウイルス亜型の特定のため、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（本所）へ輸送する。

（1）検体発送

【現地家保】

- ① 現地家保は、材料（気管スワブ（鶏以外はクロアカスワブ含））が検査課へ到着する予定時間を県畜産課、検査課に連絡する。
- ②現場家保用病性鑑定リスト（様式集）を作成。
- ③畜産課及び検査課へ②をメール送信。

【中央家保】

- ④検査課は、指針別記様式3（検査依頼文書）及び病性鑑定送付材料リストを作成。
- ⑤作成した指針別記様式3及び病性鑑定送付材料リストを畜産課（家畜衛生班）へメール送信。
- ⑥検査材料を梱包し動物衛生研究部門へ郵送。
- ⑦検査課は、検体の到着予定日を畜産課へメール及び電話で報告。

【畜産課】

- ⑧家畜衛生班は、動物衛生研究部門へ指針別記様式3、指針別記様式2－1、病性鑑定送付材料リストを電子メールにより提出する。併せて検査材料の到着予定日を連絡する。

（2）荷物（検査材料）の送付先

検査機関名	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（本所）
所在地	〒305-0856 茨城県つくば市観音台 3-1-5
電話	029-838-7707（直通）
F A X	029-838-7907
受取窓口	疾病対策部行政連携室 行政連携調整役

8 疫学情報の確認

- ①現地立入検査を行った家保獣医師は、疫学情報を調査し家保に報告する。
- ②家保は、その情報を指針別記様式2-2（様式集）に整理し、畜産課に報告する。
- ③畜産課は動物衛生課に提出する。

9 隣県からの通報に対する本県の対応

隣県である佐賀県又は熊本県で発生した際に、本県の一部が制限区域に入る場合の対応は、下記のとおりとする。

【佐賀県】

	佐賀県からの通報内容	本県の報告様式		通報を受けて対応する内容
		様式番号	件名	
1	異常通報を受け、農場で簡易検査を実施し、陽性を確認 ↓ 簡易検査陽性は未確定の段階	様式7	佐賀県における高病原性鳥インフルエンザ簡易検査陽性確認事例について	本県で発生した場合の、「異常家きん通報時」の対応を実施
2	検査材料を佐賀県中部家保へ送付し、再度簡易検査を実施し、陽性を確認 ↓ 簡易検査陽性を確定した段階	様式8	佐賀県における高病原性鳥インフルエンザ簡易検査陽性確定事例について	本県で発生した場合の、「簡易検査陽性時」の対応を実施
3	佐賀県中部家保で、遺伝子検査を実施し、陽性を確認	様式9	佐賀県における高病原性鳥インフルエンザ遺伝子検査の結果について	本県で発生した場合の、「遺伝子検査陽性時」の対応を実施

【熊本県】

	熊本県からの通報内容	本県の報告様式		通報を受けて対応する内容
		様式番号	件名	
1	異常通報を受け、農場で簡易検査を実施し、陽性を確認 ↓ 簡易検査陽性を確定した段階	様式8	熊本県における高病原性鳥インフルエンザ簡易検査陽性確定事例について	本県で発生した場合の、「簡易検査陽性時」の対応を実施
2	熊本県中央家保で、遺伝子検査を実施し、陽性を確認	様式9	熊本県における高病原性鳥インフルエンザ遺伝子検査の結果について	本県で発生した場合の、「遺伝子検査陽性時」の対応を実施



県境での発生時は、消毒ポイントの設置箇所に関し県防疫対策本部と隣県で協議を行う。